

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 6 年 度 第 1 0 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成27年2月13日（金曜日） 午後1時30分から午後4時20分まで

2 場 所

京都市国際交流会館 第1・第2会議室

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長，前田会長代理，関川委員，東委員，松本委員，南部委員，西嶋委員

【建築審査会事務局】

溝上建築指導部長，中山建築指導課長，平居道路担当課長，林建築審査課長，高木建築安全推進課長，井上課長補佐，奥山担当係長，加藤道路第一係長，小西道路第二係長，西坂係員

【参考人】

松苗係長（消防局予防部）

<議事事項(2)の担当者>

加藤建築設計担当課長（企画設計課），橋本交通施設計画課長（歩くまち京都推進室），小田事業促進第一担当課長（道路建設課）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成26年度第9回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

(2) 同意案件に関する審議

京都駅南口駅前広場の再整備 拠点広場上屋新築に係る道路内建築物許可（11件）

(3) 包括同意案件に関する報告

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（26件）

(4) 包括同意案件に関する報告

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区2件）

(5) 包括同意案件に関する報告

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）

(6) 建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・ 公 開：上記の議題（1）から（4）まで
- ・ 非公開：上記の議題（5）及び（6）

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成26年度第9回会議の議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成27年3月13日（金）の午後1時30分から開催することとした。

(2) 同意案件に関する審議

[京都駅南口駅前広場の再整備 拠点広場上屋新築に係る道路内建築物許可（11件）]

ア 議案の概要

建築基準法第44条第1項第4号に基づく道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
37	南区東九条室町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
38	南区東九条室町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
39	南区東九条室町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
40	南区東九条室町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
41	南区東九条上殿田町他地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
42	南区東九条上殿田町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
43	南区東九条上殿田町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
44	南区東九条上殿田町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
45	南区東九条上殿田町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
46	南区東九条上殿田町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊
47	南区東九条上殿田町地先	京都市長 門川大作	公共用歩廊

イ 審議の結果：全て同意

ウ 質疑等

委員：現況の施設はいつ頃整備されたのですか。

担当者：元々は昭和39年に新幹線の開業に伴い整備され、昭和56年に地下鉄烏丸線が開業し、昭和58年にアバンティビルができています。その後、京都駅ビルができた平成9年に、南北自由通路から下りる階段が整備され、現在に至っています。

委員：階段の下の倉庫にピットがあるのはなぜですか。

処分庁：ピットではなく、断面図では姿見で土の向こうに見える基礎のラインが見えている図となっています。

委員：交通量の将来予測について示されていますが、京都市の活力を高めるための公共交通の検討委員会で議論になっているのは、基本的な交通ネットワークは高いけれど、それぞれの接続部分について、将来、改良の余地があるのではないかとことです。交通局としては、地下鉄の利用を伸ばしていくということで整備されていくときに、通行量が増えたときの見通しも含めて、今の整備水準でいいのかどうかお聞かせください。

担当者：明確に数字等を示すものはありませんが、南北自由通路から南にアクセスしやすいように、エレベーターだけでなくエスカレーターも含めたよりバリアフリーかつアクセスのしやすい形としています。

容量としてはかなり余裕のある形となっており、そこにアクセスする様々な交通機関に対して、駅からのアプローチは充分できると考えています。将来的にも道路を利用する方法でアクセスを確保していくという形で考えています。

会長：現時点ではかなり余裕があり、交通計画上の変更があった時には、それに伴って、見直されるというように考えておいていいですね。このままの状態でも、観光客がすごく増えても、相当の余裕があるということをおっしゃられるのだと思います。

委員：将来予測乗車降車人数の将来とは、いつ頃のことですか。

担当者：平成41年です。平成21年当時に予測しており、概ね予測時から20年後です。

委員：既存の鉄道からそれぞれのバスやタクシーへの接続部分しか示されていないのですが、鉄道から鉄道へのアクセスの流れが良くなるよう検討されている先生方もいるので、できればその点に関しても考慮されていれぱと思いました。

委員：エスカレーターを支える柱が出ているところがありますが、荷物を持った人が行き来する時に柱が支障になると思うのですが、その部分を塞ぐ等の対策は考えないのですか。

処分庁：御質問いただいている部分については、主な通行動線から外れており、主に通行されるところについては、階段及びエスカレーターの柱は単独で構造体として出てくるようなものは計画していません。

委員：塞いで電気室や倉庫にするという必要はないのですか。通路として残しておく方が望ましいのでしょうか。

担当者：通行動線的には人が頻繁に通る部分ではないとは思いますが、より安全な形

で、例えば、路上に植込みを設ける等の措置を検討したいと思います。

会長：完全に塞いでしまうよりは開いている方が、人が溢れたときには動きやすいという面もあります。柱にぶつかからないような安全対策が取ればよいと思います。

委員：バスの利用人口の将来的な見通しが少ないのではないかと思います。再整備後の動線を矢印で示していますが、これは量ではなく、単に動線を示しているだけなのではないでしょうか。

担当者：動線の矢印は量を示しているものではありません。数字が少ないのは、中央口から出てくる方の動線と、在来線の八条口から出てくる方の動線を、別々の図で示しているからです。それぞれの数字は少ないですが、合計して評価をしています。また、将来予測をしており、一定の想定量を測った数字です。

会長：建築物の解釈としては、先程の処分庁の御説明の内容でよろしいでしょうか。階段の下に部屋ができたり屋根が付いたりということで、建築物となることで収まったようです。

委員：階段の下の部屋は建築物となるのですか。

処分庁：はい。

会長：階段全体が建築物となるようです。

委員：拠点広場のデッキ部分は建築物でないということですか。

処分庁：はい。

委員：建築確認を出すときの高さは、建築物の個別で見える場合には、構造物より上の部分を見て、最高の高さは下の地盤から見るのですか。

処分庁：建物の接する地盤からで、高さの算定は変えないです。

会長：高さは、デッキ上しか扱っていないというわけですね。集団規定上は、また別の議論をしないといけないということになりますね。

委員：高度地区等の制限内であればいいのですが、建築確認できちんと整理をしておいて下さい。

処分庁：はい。

(3) 包括同意案件に関する報告

[バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（26件）]

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
631	北区紫竹下本町8番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
632	北区紫竹下本町39番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
633	北区紫竹下本町48-1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家

634	北区紫野上御所田町1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
635	北区小山西大野町40番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
636	北区紫野雲林院町30番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
637	上京区主税町1165番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
638	北区紫野下御輿町23番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
639	上京区亀屋町57-1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
640	上京区北舟橋町830-1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
641	右京区西院日照町1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
642	右京区山ノ内池尻町1-1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
643	右京区西院安塚町1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
644	右京区西院笠目町9-15番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
645	右京区西院笠目町9-15番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
646	右京区西院東貝川町5番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
647	右京区西院月双町14番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
648	右京区西京極葛野町38番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
649	南区吉祥院九条町15-1番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
650	南区吉祥院御池町18番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
651	南区吉祥院御池町36-2番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
652	下京区観喜寺町13番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
653	下京区上之町421番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
654	東山区本町15丁目787番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
655	東山区本町15丁目749番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家
656	北区紫野上鳥田町30番地先	京都市交通局 自動車部長 加藤讓	バス停留所の上家

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：広告付き上家はどのような順番で設置していくのですか。

処分庁：現在バス停が設置されているところで、集客が多いところを主に探し、隣接する住宅等の近隣の方の同意がとれ、また、地下の埋設物等の地中障害がないところから設置しておられます。

委員：上家は設置されてから何年くらいで変更されたり廃棄されたりするのですか。

処分庁：何年もつのか、その後の利用方法については把握していませんが、MCDcaux（エムシードゥコー）という会社と管理委託を含めた契約は20年です。

委員：掃除もMCDcaux（エムシードゥコー）がされているのですか。

処分庁：はい。管理も含めた契約となっており、広告の入れ替えも定期的に行われます。

委員：きれいにメンテナンスされて、良いことだと思います。

委員：七条大宮・京都水族館前のバス停がありますが、近所の方から設置して欲しいという要望があったのですか。

処分庁：水族館の集客もありますので、事業者としても選定したいという想いがあり、地域の方の同意が取れたということで設置されています。

(4) 包括同意案件に関する報告

[特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区2件）]

ア 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1037	右京区花園扇野町26-39	株式会社最上不動産 代表取締役 鈴木恵二	専用住宅
1038	右京区嵯峨広沢御所ノ内町1の一部（6号地）	株式会社嵯峨野不動産 代表取締役 堀越秀郎	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(5) 包括同意案件に関する報告

[特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）]

ア 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
1036	左京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：公開案件と非公開案件はどのように区別しているのですか。

処分庁：個人情報に係る案件については非公開としており、本件については、申請者が個人のため非公開としています。

(6) 建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について

建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について、事務局から資料の提示及び相談を受けた。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄